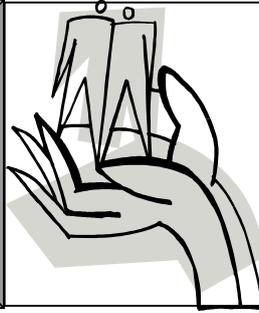


のぞみ

2023 年秋季号 (10 月 1 日発行) No. 39



NPO 法人 成年後見のぞみ会

〒178-0064

練馬区南大泉 4-29-35

代表 照山 忠利

電話 080-1700-1050

Email: info@kouken-nozomi.org

近時雑感

今、いわゆる「年収の壁」をめぐる論議が熱を帯びています。専業主婦ら、会社員に扶養されている配偶者は「第3号被保険者」と位置付けられ、パート等の働きに出ても収入が一定額以上になるまでは負担を求められません。100人超の企業のパートで働く場合、週の勤務が20時間以上で月収が88,000円（年収換算で約106万円）以上になると扶養から外れ社会保険料の負担が発生し、年収が125万円以上になるまでは手取りが適用前の水準を下回ることになります。このため「106万円の壁」を越えないよう働く時間を減らす動きが広がる恐れがあります。社会保険料の負担が増えるのを避けたい雇用主もこれに同調しがちです。最低賃金の大幅アップも絡んで、労働時間が減少すると、人手不足にさらに拍車がかかることになりかねません。



何とか人手不足を解消して経済の活性化を目指したい政府は、これに対して助成金をもって臨もうとしているようです。厚労省は社会保険料の算定基礎とならない手当を2年間限定で作ります。給与に上乗せして勤め先からこの手当を支給されたパート従業員は、収入が106万円以上となって保険料負担が発生してもそれと同額が手当で穴埋めされる形です。この対策を実施した企業にはパート1人当たり最大50万円が助成されます。つまり実質的に国がパートの保険料を肩代わりするという事です。

これに対して、たとえ時限措置ではあっても専業主婦の優遇を広げる手法は、負担と給付の公平性をさらに損ないかねないとの批判があります。そもそも年収の壁が生まれてしまう根本原因は「負担なき給付」を認めた第3号被保険者制度にあり、そこにメスを入れる改革こそが求められているというのです。第3号被保険者制度が導入されたのには国民皆年金を目指す大義名分とそれを許す財政事情等の背景があったはずですが、時代の変遷の中でそれが既得権という形の矛盾となって顕在化してきました。勤労世帯の大半がパート等非正規を含めて共働きとなった現在、制度の見直しが求められているのは確かなようですが、その解決には難解なパズルを解くような天才的な知恵が必要かもしれません。



ところで私たちのぞみ会は現在、第6回目となる「後見人講習会」を開催中です。9/23、9/30の基礎講習の日程を終え、これから10/21、10/28の応用講習へと進みますが、ここでは「年金等社会保険制度」についての学びも予定しています。上に述べたようなホットな話題についてももしっかり勉強していくつもりです。ご期待ください。

(理事長 照山忠利)

2023年『成年後見人講習会』前期（基礎）が終了しました

当会が主催している『成年後見人講習会』を今年も開催し、去る9月23日（土）、9月30日（土）に2日間を終え、無事に前期（基礎）が終了しました。

『成年後見人講習会』は、成年後見制度や、それに関連する制度、あわせて知っておくと良い事など、幅広い内容を学ぶための場を提供しています。難しい部分も理解が深まるよう、〈基礎〉〈応用〉と前後で2日ずつに分けて、分かりやすい講義となるよう外部から専門家を招き、合計4日間のカリキュラムを組んでいます。



今年は、初日の講義を「練馬区役所本庁舎」で行いました。曇り空の中でも会議室からは遠くまで景色が見渡せ、講義の合間のちょっとした息抜きに丁度よかったかもしれません。



1日目は、まず当会の照山理事長から、成年後見制度のアウトラインをざっと説明し、続いて練馬総合福祉事務所の職員の方より「介護保険制度」のお話をして頂きました。また、当会の会員が講師となった「生活保護制度」の講義で午前中は終了です。午後からは、後見人の実務経験が豊富な金原和也先生から、『成年後見制度と市民後見人の役割』というテーマでお話をして頂きました。

2日目は、毎年使用しているココネリ産業プラザに講義の場を移しての実施となります。午前中は、当会の会員から『市民後見人の活動報告』をしました。あわせて、社会福祉協議会の職員の方をお招きし、『練馬区における後見人制度の利用状況』や、後見制度の対象者として理解するための『知的障害・精神障害』などを説明して頂きました。午後からは、区内で小規模多機能型居宅介護施設『たがらの家』『しゃくじいの庭』を運営する青木代表、油山様をお招きし、支援を行う当事者の視点で『認知症』についてお話を頂きました。

2日間を通して、ご参加頂いた方からアンケートをとらせていただきました。ほとんどの方から『満足した』という回答を頂き、講義の内容に関心を持って頂けたと感じています。特に、外部からお招きした講師の説明は、実例をまじえ具体的で分かりやすいというご意見をたくさん頂きました。他にも多数ご意見・ご感想を頂きましたので、今後の運営に活かしていきたいと思えます。

次回からは後期（応用）が始まります。10月21日（土）に3日目、10月28日（土）に4日目が行われる予定です。冬季号では、全てのカリキュラムを終えたご報告をこの場で改めて行いたいと思えます。

（曳野 賢一）



福祉施設訪問記「MoreTime ねりま」

わずかに残暑の名残が残る秋晴れの9月26日、障がい児・者の自立支援事業所「MoreTime ねりま」を訪問しました。大江戸線練馬春日町駅から徒歩10分。広大な農地に囲まれた緑豊かな地にあり、スタッフの青柳直美さんが温かく出迎えてくれました。

この事業所は「NPO 法人障がい児・者の学びを保障する会」が運営するもので、障がいのある人たちの地域生活移行支援を目的とした障害福祉サービス事業を行っています。例えば特別支援学校高等部を卒業して就職したけれどもうまくいかなかった人とか、もう少し勉強してから社会に出たい人とかに対して、「もっと自信をつけたい」、「もっと学びたい」、「ひと休みしたい」という願いに応えるために『MoreTime ねりま』を2019年4月にオープンしました。

年間プログラムは①生きる②暮らす③働く④文化・教養⑤遊ぶ・自主活動⑥交流・対話⑦相談一の各カテゴリーごとに決められ実践されています。例えば②暮らすでは、調理学習として野菜を育てて収穫し、メニューやレシピを決め、買い物を通じて金銭感覚を養い日常生活に困らない経験を積みます。また④文化・教養では、美術、音楽、ものづくりなどの教科を外部の専門講師を招いて教えています。

このほかに部活としてゆるダン部、スポーツ観戦部、美術部など8クラブが活動し、地域のイベントや社会貢献活動にも積極的に参加しています。

こうした一連の課程を通じて障がいをもつ人たちが地域社会にスムーズに移行できるよう支援しています。定員は20名（年度ごとに10名程度）、利用期間は2年間（1年延長可）。卒業後は企業への就労、就労継続支援事業所、大学・専門学校等へ進みますが、MoreTime ねりま自身も「B型就労移行支援事業所」の認可を得て自ら仕事を提供できる体制を整えました。

学びを通して得られた受講生の感想が寄せられています。「仕事している時は辛かったがモアねりに来て笑顔が増えた」、「毎日通えて仲間に会えてお喋りが出来ていやされる」、「困った事があつたらすぐに相談できるようになった」、「モアタイムねりまきて前向きになった。料理美術やって勉強になった」。いずれも「モアねり」での体験が大いに役立っていることがわかります。

この施設は常勤3名、非常勤3名、外部講師3名にボランティアで運営しているとのことですが、最後に施設の管理責任者 栗林満さんの「人間関係のもつれから残っている心の傷を、相談を通じて癒してやる事が何より大事」という言葉を胸に刻み「モアねり」を後にしました。

空には早くも秋の雲が浮かんでいました。



賛助会員 河内よしい（特定社会保険労務士）

成年後見のぞみ会では、今年も「成年後見人講習会」が始まっています。基礎編・応用編と4日間にわたり、弁護士などの専門職をはじめ成年後見や介護の現場で活躍する方、練馬区の福祉事務所や社会福祉協議会の方など知識豊富な講師陣を迎えて行われています。講習会では、特別養護老人ホームへの見学会も組まれており、大変興味深い内容です。

私も数年前から、社会保険労務士として「年金等社会保険制度」の講義を担当しています。医療保険制度、年金制度と目まぐるしく変わってきています。例えば、医療保険制度ですが、働いているときは健康保険、退職したら国民健康保険、70歳となったら高齢受給者証が交付され、75歳になると皆が後期高齢者医療制度に移行することとなり、働き方や年齢によって変わってきます。また、保険料の額や一部負担金の割合も所得によって変わってくるため、年金の繰下げとの関係や今後の法改正なども視野に入れながら検討する必要があると感じています。

講習会では、これまで社労士として、5件の法定後見、そして1件の任意後見のお手伝いをしてきた中で、後見人として実施すべき医療や介護、年金や税金等の手続きと、実際に関わってみての注意点や課題等についてもお伝えしているところです。

私の成年後見活動は、「自分のおじいちゃんやおばあちゃん」と思って身上保護の活動を大事にすることです。10年お手伝いをしている男性がこの春、他県の施設から練馬区内の施設に入所することができ、数年ぶりにお目にかかれました。「つぶあんパン」が大好きなため、面談日には焼き立てのパンを購入しています。あったかいパンに触って、幸せそうな笑顔を見せてくれるご本人の姿に今は亡き祖父を重ねています。



私が参加する社会保険労務士の勉強会で「特別セミナー」を開催いたします。ぜひご参加くださいませ。（↓下記参照）

ご案内

<社会保険労務士 とうきょう成年後見研究会「特別セミナー」のご案内>

日時 2023年11月25日（土曜日） 13:00 開場 13:30 開始
開場 練馬駅前 練馬区立 区民・産業プラザ ココネリ3F 研修室1
受講料 無料

第1部 「今から備える終活 ～葬儀・墓じまい・遺言書～」
講師：明石久美氏（相続・終活コンサルタント／行政書士）
親族が葬儀社を営む講師から最近のトレンドをお伝えいたします

第2部 「成年後見・任意後見はなぜ必要？」
講師：とうきょう成年後見研究会 会員社会保険労務士

第3部 成年後見に関する個別相談会（事前予約が必要です）

申し込み方法 参加代表者の氏名、人数、連絡先電話番号、個別相談ご希望の場合はその旨を記載の上、FAXをお送りください。

FAX番号 03-4586-7479（担当：大橋）